

令和4年第1回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月6日(木) 午後2時30分～午後4時
2. 開催場所 唐津市文化体育館 2階会議室
3. 出席委員

1番 山崎正廣	2番 脇山久利	3番 袈裟丸一彦
4番 脇山祐治	5番 宮原敏久	6番 山添 明
7番 川添哲也	8番 三塩政廣	9番 内山敏彦
10番 阿蘇孝市	11番 井上順一	12番 伊藤富幸
13番 石川利恵	14番 峯 政敬	15番 松本耕一
16番 峯 直子	17番 吉田 哲	18番 宮崎隆広
19番 阿部 太		
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第1号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第2号
農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第3号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第4号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第5号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第6号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について
 - ・議案第7号
農地法第3条の規定による下限面積（別段の面積）の設定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	檜崎 高志
農地係長	中田 賢治
農地係主査	小林 康史
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	田中 恭子
振興係主査	山崎 友美
振興係職員	吉本 彰也
浜玉分室職員	前田 美穂
相知分室係長	藤田 直樹
肥前分室職員	柴田 大地
鎮西分室職員	末武 拓也
呼子分室職員	荒金 知美
七山分室職員	金丸 翔

7. 審議の内容

事務局長 それでは定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会の出席委員は、19名全員出席でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶からお願いいたします。

山崎正廣会長
(議長)

(会長の挨拶)

ただいまより令和4年第1回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の議事録署名人に、議席番号7番川添哲也委員、議席番号8番三塩政廣委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。

事務局長

それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について9件、議案第2号農地法第4条および第5条の規定による許可申請について1件、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について3件、議案第4号農地法第3条の規定による許可申請について9件、議案第5号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について15件、議案第6号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について5件、議案第7号農地法第3条の規定による下限面積（別段の面積）の設定について1件、計7議案43件でございます。以上ご審議ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。なお、個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いた

しますので、詳細につきましては議案集をご覧いただきたい
と思います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準
は、農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内
容につきましては一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 　　ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第1号か
ら第7号までの7議案43件であります。なお傍聴の方は、
自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構ございま
す。前もってお知らせをしておきます。これより審議を行
います。議案集1ページ、議案第1号農地法第5条の規定によ
る許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは
事務局に概要を説明させます。

農地係長 　　はい。議案書の1ページ、整理番号1番について説明しま
す。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議
案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は653平方
メートルです。現況は、水田になっております。目的は、共
同住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および
施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等
については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地
目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利
用計画は、3ページのとおりです。

　　許可基準ですが、一般基準としまして転用の確実性につ
いて、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の残高証明
および融資証明書が添付されています。転用については、許
可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、法定外公共物（水路）占有許可申請、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大70センチメートルの盛土を行い、東側にはL型擁壁およびコンクリートブロックを新設、西および南側もコンクリートブロックを設置し、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設排水設備を介して北側の道路側溝へ流し、汚水も新設する排水設備を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。今事務局から詳しく説明を受けまして、東部調査会でも4日の日に確認していただきまして、図面を見て西側はもう住宅街です。何ら問題はないということで、皆様の審議のほどをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集1ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は836平方メートルです。現況は、水田となっております。目的は、共同住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の4ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、事業費は全額借入金で、金融機関からの融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、法定外公共物（水路）占用申請、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大70センチメートルの盛土を行い、西側はコンクリートブロックを設置、東、南側はL型擁壁およびコンクリートブロックを新設し、敷地内への進入道路を新設し、北側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は新設道路側溝を介して北側道路側溝に放流、汚水も新設する道路に埋設する排水設備を介して北側道路の公共下水道

へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。整理番号1番の続きでございまして、今事務局からも詳しく説明をいただきました。それで、4日の日にこれも見て、何ら問題はないということで、皆様の審議のほどをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集1ページ、整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号3番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は228平方メートルです。現況は、

樹園地になっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の7ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。今事務局から詳しく説明がありまして、これも4日の日に東部調査会で調査をしていただきま

して、何ら問題はないということでした。皆様の審議のほどをよろしく申し上げます。

議長

本案につきまして、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 2 ページ、整理番号 4 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 2 ページ、整理番号 4 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 3 筆、面積は合計で 2, 284.46 平方メートルです。現況は、水田になっております。目的は、共同住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 10 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、11 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、12 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、事業費は全額借入金で、金融機関からの融資予定証明書が添付されています。転用については、令和 4 年 2 月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、団地等造成、法定外公共物（水路）改築申請、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大1.7メートルの盛土を行い、整地し、西および南、北側はL型擁壁を設置して土留めを行い、東側はコンクリートブロックを新設、東側の市道より出入口とする計画です。排水について、雨水は施設内に新設する排水設備を介して北側の水路へ放流、汚水は新設する排水設備を介して東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項1番および第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は、3種農地が1番、1種農地が18番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。今事務局から詳しく説明をしていただきまして、ここもう2年ほど休耕地になっていたんですね。それで今回こうして宅地にということで申請をされて、4日の日に東部調査会で見ていただきまして、何ら問題はないということで、皆様の審議のほどをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号5番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号5番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は293平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の13ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、14ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、15ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、道路占用許可申請、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大60センチメートルの盛土を行い、

北、東、西側はコンクリートブロックを新設、南側は縁石を設置し、南側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は施設内に新設する排水設備を介して南側の道路側溝へ放流、汚水は南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。12月29日に現地調査をいたしまして、周りも全部宅地になってしまっているということで、何も問題は無いということでございました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を

いたしました。次に議案集 2 ページ、整理番号 6 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

整理番号 6 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、面積は 9 6 1 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、賃貸借家です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 6 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 7 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 8 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、法定外公共物（水路）改築、下水道用地占用申請、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大 6 0 センチメートルの盛土を行い、北、南、西側にはコンクリートブロックを新設、東側は既存コンクリートブロックを改修し、北側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する道路側溝を介して北側水路へ流し、汚水は新設する道路へ埋設する排水設備を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者および土木委員長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号6番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。ここも12月の29日に現地調査をいたしまして、ここは（転用事情の詳細）…ということでございます。皆と相談した結果、何も問題はないということでございました。ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集3ページ、整理番号7番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の3ページ、整理番号7番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は30平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、宅地

拡張です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の19ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、20ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、21ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、南側の宅地敷地より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は南側宅地側の既存道路側溝へ流す計画です。

町内会長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号7番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

松本耕一委員 15番松本です。昨年の12月29日に中部調査会で現地確認を行いました。場所は、地図の19ページのほうを見てもらうと、左下の所に〇〇〇〇〇がございます。場所は、〇〇のほうにありまして、建物もですね、この雑種地の所に既

に建っております、もう中部調査会の皆様全員同じ意見で、何ら問題なかろうということでした。皆様の慎重ご審議のほどをよろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集3ページ、整理番号8番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号8番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は261平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の22ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、23ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、24ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着

手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大70センチメートルの盛土を行い、整地し、北側はコンクリートブロックを新設し、南側は一部既存コンクリートブロックを利用、南側の宅地から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は北側水路へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号8番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎隆広委員 はい。18番宮崎です。12月29日に現地確認を行いました。現場は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の西側に面して、田んぼが1筆だけ残っているような状態です。皆さんで相談した結果、何も問題ないだろうということに達しました。皆さんの慎重審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、

挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集3ページ、整理番号9番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号9番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で999平方メートルです。現況は、雑種地の状況となっております。目的は、飼料置場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の25ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、26ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、27ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可が必要なことを知らずに、令和元年頃から飼料置場および通路用地に利用されており、そのことについての始末書が提出されております。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、東側の牛舎通路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号9番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

井上順一委員 はい。11番井上です。4日の日に現地調査をいたしました。飼料置場ということですが、稲わらをロールベレーで、いわゆるロールした飼料を野積みにするということがございます。従いまして、雨水等の排水についても特に問題はないなということで、確認をいたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、議案第2号農地法第4条および第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 議案書の4ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記

載のとおりです。地目は畑3筆、面積は合計で2,131平方メートルです。現況は、宅地になっております。目的は、倉庫、車庫、作業場です。一部所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の28ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、29ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、30ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可がいることを知らずに、平成4年頃から倉庫、車庫、作業場として利用されており、これについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、道路占用許可申請、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、西および東側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は西および東側の道路側溝へ流し、汚水は合併浄化槽を介して東側道路の側溝へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項4番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

袈裟丸一彦委員

3番袈裟丸です。4日の日に西部調査会で現地を確認いたしました。既に倉庫等は以前から建っておりましたので、申請は終わっていたものだろうと思っておりました。今回出ましたのでびっくりしたところでございます。周りには畑がありますが、〇〇〇〇〇〇のほうは1段高い所でありまして、問題はないだろうと思っております。また、道路を挟んで反対側のほうは倉庫でありまして、農地等には特別な迷惑がかかるような状況ではありませんでした。皆さん方の審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集5ページ、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の5ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は98平方メートルです。現況は、家庭菜園の状況になっております。目的は、一般住宅です。申請の理由および施設等の概要は、議案

書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の31ページから33ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、西側の道路から出入口とする計画です。行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされております。排水について、雨水は自然地下浸透および北側の水路へ流し、汚水は汲取りおよび雑排水処理槽を介して北側水路へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

峯政敬委員 はい。14番峯です。4日の日に南部調査会の相知地区担当だけで確認をしました。(転用事情の詳細)…。そういうことで別に問題はなかろうということで、近くの道もそのへん

はもう農家がだいぶ減ってきておりますので、問題はないということでもございましたので、よろしく申し上げます。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集5ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は489平方メートルです。現況は、雑種地、飼料置場になっております。目的は、飼料置場です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の34ページから36ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可がいることを知らずに、令和元年頃から飼料置場として利用されており、これについての始末書が提出されております。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされております。排水について、雨水のみで自然地下浸透させ

る計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

井上順一委員 はい。11番井上です。先ほど5条の所で審議いただきました案件の隣接地になります。一連して利用するということでございます。特に問題ないということで確認をいたしてまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集5ページ、整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号3番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりで

す。地目は畑1筆、面積は、392平方メートルのうち66平方メートル、現況は雑種地になっております。目的は、宅地拡張です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の37ページから39ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可がいることを知らずに、平成26年頃、倉庫の入口が狭く、宅地敷地を拡張して利用されており、これについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。排水について、雨水のみで宅地内の既存排水路から道路側溝へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

伊藤富幸委員 はい。12番の伊藤です。先般、1月の4日に西部調査会におきまして、当該現地の確認をいたしました。(転用事情の詳細)…そのまま最近までずっと利用をしてきたことに気づきまして、この申請をいたしましたということでございます。隣

接地の方々に支障か、あるいは迷惑か何かありますかという
ようなことをお聞きしても、それは敷地内だから別に支障ご
ざいませんとということをお聞きしたわけでございます。そう
いうことで、皆さん方のご審議よろしく願いをいたしたい
と思います。以上です。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入
ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、
挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を
いたしました。次に議案集6ページ、議案第4号農地法第3
条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号
1番から議案集7ページ、整理番号9番までの9件について
は、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概
要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の6ページから7ページをご覧ください。今
回の案件は、所有権の移転に関する案件のみで、合計で9件
です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等
については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書1ペ
ージから5ページまでをご覧ください。調査書に記載しており

ますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。それではここでしばらく休憩を取りたいと思います。再開を3時40分といたします。

~~~~~○~~~~~

15時30分 休憩

15時40分 再開

~~~~~○~~~~~

議長 それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。議案集8ページ、議案第5号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(所有権)整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定

等促進事業の実施が必要と認められましたので、市長に対し要請をするものです。譲渡人、譲受人の住所、氏名、申請農地および移転する所有権の内容等については、議案書に記載のとおりです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。具体的には、地域の担い手である、農地を全部効率的に利用できる、農業に常時従事するというものです。以上で説明を終わります。

議長

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集9ページ、議案第5号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について(利用権)整理番号1番を議題とします。この案件につきましては、議席番号13番石川利恵委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって石川委員の退席を求めます。

【石川委員退席】

それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明いたします。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書

記載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定です。面積は5, 129平方メートルです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。ここで石川委員の入室を許可します。

【石川委員入室】

石川委員にお知らせします。議案集9ページ、整理番号1番につきましては、原案どおり可決をいたしましたので、お知らせをいたします。それでは議案集9ページ、整理番号2番から議案集11ページ、整理番号14番までの13件につきましては一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明いたします。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書

記載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定が11件、使用貸借権の設定が2件です。面積は合計で58,748.36平方メートルです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それは、もう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集12ページ、議案第6号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について(利用権)を議題とします。整理番号1番から議案集13ページ、整理番号5番までの5件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18

条第1項の規定により、市長より依頼のあった農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について回答をするものです。この農地中間管理機構が同時に権利の設定を行う集積計画一括方式は、農用地の出し手と受け手の調整が整っている案件については、農用地配分計画によらず、受け手に権利の設定がなされ、市の集積計画のみで手続きが完了する仕組みとなっております。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、すべて賃借権の設定です。面積は、合計で42,559平方メートルです。計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それでは、もう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集14ページ、議案第7号農地法第3条の規定による下限面積（別段の面積）の設定についてを

議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

それでは説明いたします。議案書の14ページをご覧ください。農地法第3条について、権利取得後の経営面積が50アール以上なければ許可ができないという要件がありますが、農業委員会が別段の面積を定めた場合には、その面積とすることができます。この別段の面積については、国からの通知により、毎年検討を行うようになっておりますので、今回も提案をさせていただきます。

まず方針の1番をご覧ください。単に農地を取得しようとする場合は、現行どおり下限面積は50アールと提案します。理由の1番のとおり、唐津市は経営規模50アール未満の農家が施行規則で定められている基準の40%を大きく下回っていること、現状は20%弱ですね。また、新規就農者の促進の観点から、集約的経営を行う場合、高反収作物、施設栽培、農業収益がある程度見込めるものであれば、例外的に下限面積以下でも農地の取得を認めていることから、現段階での別段面積の設定は必要ないと考えております。

次に方針2番をご覧ください。平成31年4月1日に施行された唐津市農地等権利移動制限特例農地指定制度実施要領の特例農地の設定基準を満たす場合の下限面積も、現行どおり1平方メートルと提案します。また、特例農地の設定基準である『唐津市空き家バンクに登録された空き家等に付随した農地』から、『唐津市空き家バンクに登録された』を削除して、『空き家等に付随した農地』として改め、令和4年4月1

日から施行したいと考えております。次のページの実施要領の新旧対照表をご覧ください。左の改正案のようなかたちで運用していこうと考えております。理由の2番のとおり、耕作放棄地の発生防止と新規就農促進のためと考えております。補足ですが、去年は4件特例農地の指定を受けました。以上で説明を終わります。

議長 本案について、質疑や異議はございませんか。(伊藤委員「はい。」) はい。伊藤委員。

伊藤富幸委員 はい。ちょっと参考までにお尋ねしたいということです。ここでは一応別段の面積は、唐津市は設定しなくてもよからうというようなことになっておりますよね。で、唐津市の中でもですよ、地域的に、例えば〇〇地区の施設関係と、それと〇〇地区での関係というふうなことで、地域別に別段面積というのを設定することができるわけですかね。唐津市の中でもその地域によって。

農地係・槻木 例えばですね、佐賀市のほうでも、大和地区とか三瀬村とかは、地域によって下限面積が定められている所もあります。だから、できるといえばできると思います。

伊藤富幸委員 なぜ聞くかという、例えば別段面積は、施設栽培でそれだけの収入が上がれば、設定してもいいですよというような先ほどの説明がありましたよね。そうした場合はよ、施設栽培をやっている地域と、露地栽培をやっている地域があるわけですよ。そいけんが、唐津でも地域別に分けようと思えば分けられるのかなということを聞いたかったんです。

| | |
|--------|---|
| 農地係・槻木 | <p>例えば施設で栽培をされていて、下限面積に達していなくても、農業生産の低下や非効率的な利用になることはないと考えられるのであれば、下限面積の例外として5,000平米に達していなくても農地を取得できるという要件自体はございます。ただ、仰られたように、地域ごとに下限面積を設定していくこともですね、検討せざるを得ない状況になってきているのかなと思います。</p> |
| 伊藤富幸委員 | <p>方針の1番に、農地法の施行規則第17条第1項の別段面積は、唐津市は設定しないというようなことですよね。それはもう別に国が定めるというよりも、こちらから申請すれば、国はその面積は認可していただけるということですかね。国はその地域によって別段面積を定めなさいということですが、唐津市からこういうふうにしたいと国のほうに申請すれば、そのように国も許可していただけるわけですかね。</p> |
| 農地係・槻木 | <p>各市町村の農業委員会で、別段の面積は独自に定めていいとされています。</p> |
| 伊藤富幸委員 | <p>はい。わかりました。それと、方針の中で2番にですよ、今まで空き家バンクに登録されていなければならなかったものが、今度は別に空き家バンクには登録しなくても、この空き家に付随する農地にはいろいろできるということですかね。要するに空き家バンクに登録せんでもいいということになったわけですか。</p> |
| 農地係・槻木 | <p>空き家バンク登録をするということは要しないんですけれども、ただ、空き家であることは確認をしなければならない</p> |

とは思いますので、もし空き家バンクに登録されていればですね、その登録の書類を確認させていただいて、もし登録されていなければですね、空き家の登記簿謄本とかを見せていただいて、また、現地確認とかをさせていただいて、確認はします。

事務局長 補足いたします。唐津空き家バンクに登録しようがしまいが、空き家に付随した農地については同じ条件ですので、登録するそのひと手間を省いたほうが促進できると思ひまして、空き家バンクの登録までは要しないというかたちに考えております。

伊藤富幸委員 どちらでもいいというわけですね。

事務局長 そうですね。空き家の所有者と農地の所有者が一緒であればですね。

伊藤富幸委員 みんながみんなこの空き家バンクに登録さっさんわけですよ。しかし、これが今度から空き家バンクに登録されんでもいいですよというようなことですかね、というのを聞きたかったんです。

事務局長 はい。そのとおりです。

伊藤富幸委員 わかりました。

議長 よろしいですか。ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。以上をもちまして、議案第1号9件、議案第2号1件、議案第3号3件、議案第4号9件、議案第5号15件、議案第6号5件、議案第7号1件、計7議案43件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。長時間にわたりましたの慎重審議誠にありがとうございました。